平成２４年（フ）第２３６号
相模原市南区若松６丁目１番30号　ベラビスタ21Ａ―308
債務者　エクラリノ　ベルナルド　レイスこと　ＥＣＬＡＲＩＮＯ　ＢＥＲＮＡＲＤ　ＲＥＹＥＳ
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２４０号
神奈川県座間市相武台３丁目4692番地の17　相武台住宅５―303
債務者　金山　龍翼
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２４５号
相模原市緑区町屋３丁目14番11号　コーポ榎戸Ｎｏ．１―210
債務者　田村　光子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第７０号
岐阜県土岐市泉町大富218番地の13　ハイツ栄Ａ―101号
債務者　竹本　二吉
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１３９号
堺市西区津久野町１丁８番34―208号、前住所堺市堺区田出井町１番３―3907号
債務者　イシヅ産業こと　石津　　良
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４３１号
大阪府南河内郡河南町さくら坂１丁目13番３号
債務者　石川　貴志
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４３２号
大阪府南河内郡河南町さくら坂１丁目13番３号
債務者　石川　勝美
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５５０号
大阪府羽曳野市南古市２丁目１番３―211号
債務者　オフィスワープこと　五十嵐知生
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５６６号
堺市堺区大町西１丁１番22―302号
債務者　山野内良榮
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５６７号
堺市堺区大町西１丁１番22―302号
債務者　髙岡　由紀
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５７７号
堺市西区上野芝町１丁11番12号　グリーンハイツいずみ105号
債務者　西川　　勝
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５７８号
堺市西区上野芝町１丁11番12号　グリーンハイツいずみ105号
債務者　西川早輝子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５９０号
堺市堺区甲斐町東６丁１番30―706号
債務者　鴨川　浩子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５９１号
堺市堺区甲斐町東６丁１番30―706号
債務者　平良かおり（旧姓鴨川）
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６１２号
堺市東区野尻町70番地172　新星和初芝マンション508号
債務者　高見千香子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６１８号
堺市北区百舌鳥梅北町５丁303番地
債務者　野尻　祐子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６４３号
堺市北区百舌鳥赤畑町３丁116番地３　三国ヶ丘ハイツ212号
債務者　竹原　陽子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係